

平成22年度 日本電気技術規格委員会  
第1回 溶接専門部会 議事要旨

1. 日時：平成22年6月30日（水）13:30～17:00
2. 場所：財団法人発電設備技術検査協会 本部 E・F 会議室
3. 出席者（順不同、敬称略）

部会長：野本（東京大学名誉教授）

委員：三原（富山大学）、小溝（大阪大学）、小関（東京大学）、三野（東京電力）、堂ヶ原（関西電力）、小川（住友金属）、尾形（山下代理、神戸製鋼所）、高塚（N I S A）、青木（IHI）、原田（東芝）、鶴崎（釜口代理、三菱重工業）、光畑（パブコック日立）、横野（日本非破壊検査協会）、塚原（日本電気協会）、菅谷（日本溶接協会）

傍聴者：森崎（電事連）

事務局：吉田、佐藤、高橋、今野、橋本

4. 配付資料 ☆：事前配布した資料

- WS-22-1-1 平成21年度第2回溶接専門部会議事要旨
  - WS-22-1-2 委員名簿
  - WS-22-1-3 JESCでの審議状況について
  - WS-22-1-4 規約改正（案）
  - WS-22-1-5 WS 書面投票結果と対応
  - ☆ WS-22-1-6 検討課題 WS06-06, WS07-01：溶接後熱処理の温度（改良9Cr、12Cr鋼）
  - ☆ WS-22-1-7 検討課題 WS09-02：溶接後熱処理の温度（P-11材）
  - ☆ WS-22-1-8 検討課題 WS10-01： $t_{min}$ の定義
  - ☆ WS-22-1-9 検討課題 WS10-02：日本非破壊検査協会規格 NDIS0601(1991)「非破壊検査技術者技量認定規程」の削除
  - WS-22-1-10 検討課題 WS09-07：放射線透過試験方法への全面的なJISの引用
  - WS-22-1-11 検討課題 WS09-08：放射線透過試験の判定基準の見直し
  - WS-22-1-12 検討課題 WS10-03：超音波探傷試験方法への全面的なJISの引用
  - WS-22-1-13 検討課題 WS10-04：超音波探傷試験の判定基準の見直し
  - WS-22-1-参1 検討課題 一覧表
  - WS-22-1-参2 検討要望 一覧表
  - WS-22-1-参3 RT関連JIS本体（解説を除く）
- 資料番号無し 書面投票及び専門部会出席実績表

5. 議事概要

- 5-1 定足数の確認

本部会において、審議成立の定足数である14名を満たすことが確認された。  
委員総数21名；出席16名、欠席5名

- 5-2 前回の溶接専門部会議事要旨の紹介（報告事項）

[資料 WS-22-1-1]

前回議事要旨は既に承認されており、内容の確認を行った。セクション番号について編集上の修正を行うこととした。

- 5-3 新委員の紹介

[資料 WS-22-1-2]

書面投票で新任の決議が行われ、承認された三野委員の紹介及びご挨拶があった。

- 5-4 委員の再任について（審議事項） [資料 WS-22-1-2]  
高塚委員の委員委嘱期日が次回専門部会開催予定日以前であることから、委員再任について審議がなされた。  
再任の決議は部会長の判断により挙手により行われた。（高塚委員は一時退席）  
賛同 15名 再任承認

なお、菅谷委員、小川委員及び山下委員については、書面投票で再任の決議が行われ、承認された旨の報告があった。

- 5-5 部会長代理の指名について [資料 WS-22-1-2]  
野本部会長より部会長代理の指名の提案があり、小溝委員を部会長代理に指名した。

- 5-6 JESC での審議状況について [資料 WS-22-1-3]  
事務局から平成 22 年 4 月 15 日の第 58 回日本電気技術規格委員会 (JESC) において、発電用火力設備の技術基準の解釈第 10 章溶接部の改正要請について審議され、6 件の課題が承認されたことの報告がされた。また、溶接専門部会に関するコメントがあり、そのコメントに対応するために、溶接専門部会規約を改正することの報告がされた。

- 5-7 規約の改正について（審議事項） [資料 WS-22-1-4]  
事務局から溶接専門部会規約の改正について報告された。  
改正の理由については、第 58 回 JESC でのコメントに対応するべく、規格策定機関（溶接専門部会）と規格使用機関（発電技検）を分離するため。  
改正の決議は部会長の判断により挙手により行われた。  
賛同 16名 改正承認

- 5-8 WS 書面投票結果と対応について [資料 WS-22-1-5]  
事務局から平成 21 年度第 2 回溶接専門部会以降に実施した書面投票の結果とコメント等対応状況が報告された。

- 5-9 検討課題の書面投票移行のための審議について（審議事項） [資料 WS-22-1-6～9]  
検討会幹事及び事務局から資料に基づいて説明があり、書面投票移行への採否に関する審議がなされた。  
検討課題を書面投票にかける決議は、部会長の判断により挙手で行われた。

(1) 課題番号 WS06-06, WS07-01 「溶接後熱処理の温度（改良 9Cr、12Cr 鋼）」

【概要】：改良 9Cr 鋼等の PWHT 温度を改正する再提案。

改正提案について、現状の溶接後熱処理温度が、かならずしも安全を担保出来ないこと等を記載する必要があるとのコメントがあった。

母材の区分 P-15 等、新たな母材区分の追加について、改正提案に明記する必要があるとのコメントがあった。

溶接後熱処理温度と HAZ 部強度の影響を明らかにする必要があるとのコメントがあった。

PWHT 温度について、P6 1. 提案背景の(\*4)に記載の考え方が基本であるので、その旨を明確にした方がいいのではないかとコメントがあった。

参考文献には、発表論文を引用した方がいいのではないかとコメントがあった。

上記コメントを踏まえ、書面投票にかける決議は行なわず、再度検討を行うこととなった。

(2) 課題番号 WS09-02 「溶接後熱処理温度の改正（P-11 材）」

【概要】：P-11A グループ 1 の温度範囲を（550℃以上 585℃以下）と P-11A グループ 2 と P-11B の温度範囲を（規定しない）に改正する再提案。

提案の改正案では、(規定しない)と記載されているが、別表第 21 の改正案では、そのような記載がなく、文章上整合性が取れていないとのコメントがあった。

改正理由において、熱処理温度を規定することが困難だから、規定しないのと、規定する必要がないから規定しないのでは、意味が異なるとのコメントがあった。

別表第 21 の改正について、別表第 21 では溶接後熱処理は原則、溶接部全てが対象であるが、別表第 23 では、溶接後熱処理を要しないものとして除外されているものもあるので、整合性をとる必要があるとのコメントがあった。

上記コメントを踏まえ、書面投票にかける決議は行なわず、再度検討を行うこととなった。

(3) 課題番号 WS10-01 「 $t_{min}$  の定義」

【概要】: 別図第 4 (備考) の  $t_{min}$  を (13) から (20) まで及び (29) から (33) までにあつては、 $t$  又は  $t_n$  のうち小さいもの。ただし、19mm 以上とする必要はない、とする改正提案。

**書面投票採否 賛同 16 名 書面投票に移行決議**

(4) 課題番号 WS10-02 「日本非破壊検査協会規格 NDIS0601 (1991) 「非破壊検査技術者技量認定規程」の削除」

【概要】: 第 127 条、第 145 条、第 163 条の日本非破壊検査協会規格 NDIS0601 (1991) 「非破壊検査技術者技量認定規程」に基づく有資格者を削除する提案。

**書面投票採否 賛同 16 名 書面投票に移行決議**

5-10 検討課題の中間報告について

[資料 WS-22-1-10、11]

(1) 課題番号 WS09-07 「放射線透過試験 (RT) 方法への全面的な JIS の引用」

【概要】: 火技解釈の RT 方法は、ASME、旧 RT 関連 JIS 及び RT 関連 JIS を適宜用いて、独自の規定に基づいた RT 方法としているが、資格要求思想と整合が取れていない。これを是正するため、現行の JIS に基づいた RT 方法に変更する検討の中間報告があった。

(2) 課題番号 WS09-08 「放射線透過試験 (RT) の判定基準の見直し」

【概要】: 火技解釈の RT の判定基準は、ASME、旧 RT 関連 JIS 及び RT 関連 JIS を適宜用いて独自に規定しているが、資格要求思想と整合が取れていない。これを是正するため、現行 JIS を引用する検討の中間報告があった。

5-11 検討課題 (新規) の採否について (審議事項)

事務局から資料により新規検討提案の採否について課題の紹介があり、検討採否について審議がなされた。

検討採否の決議は、部会長の判断により挙手で行われた。

(1) 課題番号 WS10-03 「超音波探傷試験方法への全面的な JIS の引用」

**検討採否 賛同 16 名 検討採用決議**

(2) 課題番号 WS10-04 「超音波探傷試験の判定基準の見直し」

**検討採否 賛同 16 名 検討採用決議**

5-12 その他

5-12-1 次回スケジュールについて

次回部会の日時は 平成22年12月6日（月）13：30～とした。  
場所等は事務局から追って連絡することとされた。  
委員の住所が変わった場合、事務局に連絡いただけるようにとの依頼があった。

5-12-2 事務手続きの連絡等  
特になし。